明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産三一）　一

〔告　示〕
○在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件（総務一五七）　二
○在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件（同一五八）　二
○除籍の一部が滅失した件（法務一四七）　三
○除籍が滅失した件（同一四八～一五〇）　三
○日本国に帰化を許可する件（同一五一）　四
○昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を改正する件（国土交通四八七）　四
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同四八八、四八九）　四
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同四九〇）　四
○水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境六一）　六
○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（同六二）　六
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（防衛六四）　七
○道路に関する件（東北地方整備局八二～八五）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（中部地方整備局九二）　八
○浄化槽の型式を認定した件（同九三）　九

〔国会事項〕
法務省　財務省

〔人事異動〕
法務省　財務省

〔叙位・叙勲〕
諸　事　項

〔褒　賞〕
諸　事　項

〔皇室事項〕
官庁事項

〔官庁報告〕
船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　一〇
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一〇
北海道開発局公示（北海道開発局）　一二
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一二

〔公　告〕
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一三
諸　事　項
官庁
財団、司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、金融商品取引業者の登録取消し処分、建設業の許可の取消処分関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人国立印刷局の年度計画（平成二十六年度）の公表、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金変更関係　三〇
会社その他　三三

省　令

○農林水産省令第三十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第三十六条の四第一項、第四十四条第二項及び第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月七日

農林水産大臣　林　芳正

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号中(50)を(51)とし、(27)から(49)までを一ずつ繰り下げ、(26)の次に次のように加える。

(27)　テルミサルタン

別表第二劇薬の項中第四十四号を第四十五号とし、第十六号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十五号の次に次の一号を加える。

十六　コナヒョウヒダニアレルゲン―プルラン結合体及びその製剤

別表第三中第百十八号を第百二十号とし、第六十八号から第百十七号までを二号ずつ繰り下げ、第六十七号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九　テルミサルタン

別表第三中第六十六号を第六十七号とし、第三十一号から第六十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　コナヒョウヒダニアレルゲン―プルラン結合体

附　則

この省令は、公布の日から施行する。